

第二次長野市環境基本計画

(構成イメージ)

<目 次>

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の背景・目的	1
2 計画の目的及び位置づけ	1
3 計画期間	4
4 計画対象（対象地域、対象とする環境）	4
(1) 計画の対象地域	4
(2) 対象とする環境の範囲	5
5 計画策定の視点	5
(1) 国の環境基本計画	5
(2) 長野市の見直し方針	6
第2章 長野市の環境の現況と課題	7
1 長野市の社会の概況	7
2 長野市の気象の概況	7
3 長野市の環境の現況と課題	9
(1) 自然環境の現況と課題	9
(2) 生活環境の現況と課題	10
4 市民の環境に対する意識	11
(1) 市民アンケートの概要	11
(2) アンケート結果の概要	11
第3章 計画の目標	13
1 長野市が目指す望ましい環境像	13
2 基本目標	14
第4章 施策の展開	15
1 施策の体系	15
2 個別の施策	16
3 重点プロジェクト	22
第5章 地域別の施策展開	23
第6章 計画の推進	25
1 推進体制	25
2 進行管理	25
3 具体的な推進方法	25

【資料編】

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景・目的

長野市では、平成9年3月に「長野市環境基本条例」（以下「基本条例」という。）を制定、平成12年3月に「長野市環境基本計画」（以下「現基本計画」という。）を策定するとともに、平成18年10月に「現基本計画後期計画」を策定し、環境保全に関する各種施策を展開してきました。

一方、生物多様性の保全、地球温暖化防止やエネルギー問題への取り組みの必要性が、高まりを見せるなど、現基本計画策定後の環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

そこで、平成12年3月に策定した現基本計画を見直し、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱と環境への配慮の指針として「第二次長野市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の目的及び位置づけ

本計画は、基本条例に基づく環境行政の基本計画として、第四次長野市総合計画（平成19年4月1日策定）と整合を図り、環境施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の望ましい環境像の実現を目指すものです。

そのため、市が環境に関わる側面を持つ各種個別計画を策定する際は、この計画との整合を図る必要があり、また、環境の保全と創造に関する施策・事業や環境に影響を及ぼすおそれのある施策・事業は、この計画に従って実施する必要があります。

この計画では、市民・事業者・行政の協働による、良好な環境の保全と創造を実現するための方策として、市民・事業者の行動指針と市の施策を示しています。

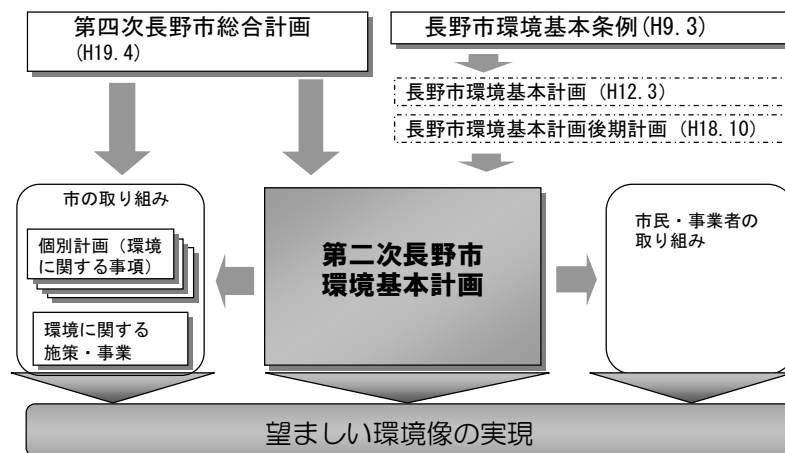


図 1.1 第二次長野市環境基本計画の位置づけ

◆ 長野市環境基本条例

第7条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、長野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

◆ 地球温暖化対策の推進に関する法律

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

第20条第2項 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとする。

図 1.2 長野市環境基本条例及び地球温暖化対策の推進に関する法律における位置づけ



図 1.3 個別計画との関連図

3 計画期間

計画の期間は、平成24～28年度の5年間とします。

なお、地球温暖化対策については、国等の取り組みとの整合を図り、中期目標として平成32年度（2020年度）、長期目標として平成62年度（2050年度）を設定します。

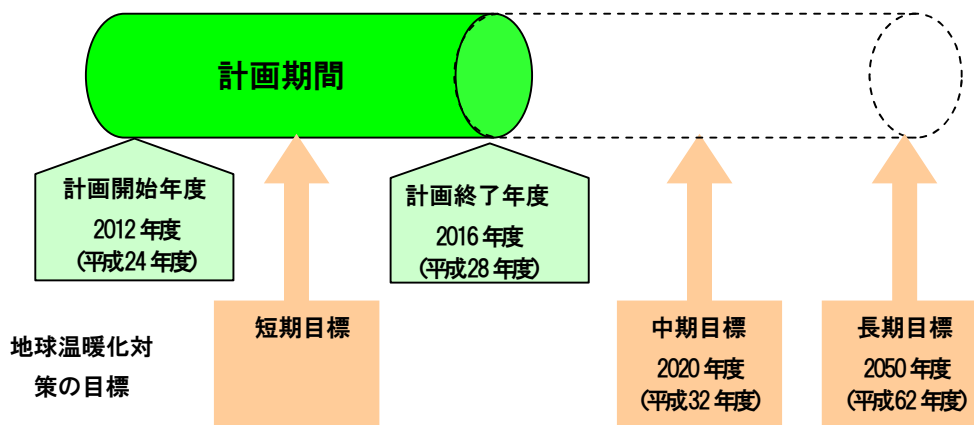
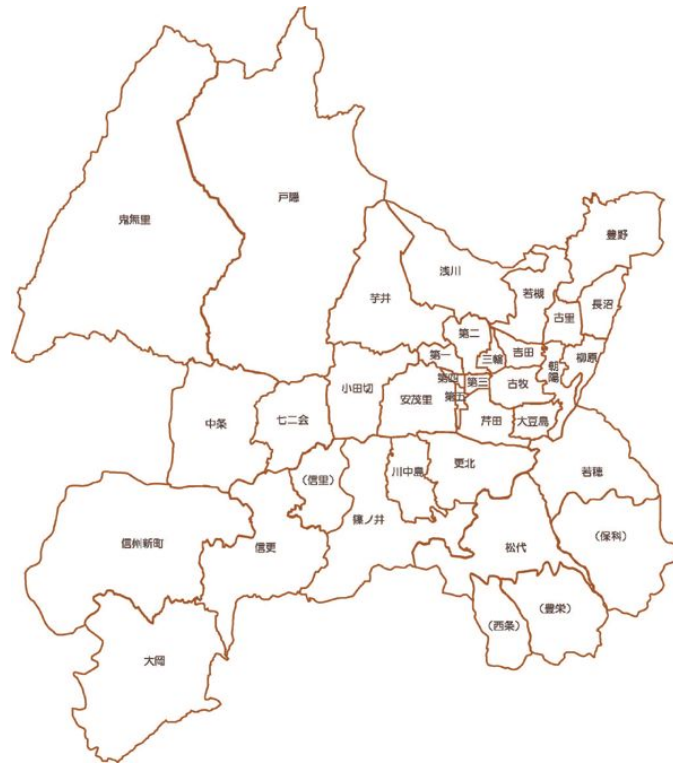


図 1.4 環境基本計画の計画期間と地球温暖化対策の目標年

4 計画対象（対象地域、対象とする環境）

(1) 計画の対象地域

現在検討中



※ 地域区分は検討中のため、地図には示していない。

図 1.5 長野市の地域区分図

(2) 対象とする環境の範囲

現在検討中

5 計画策定の視点

(1) 国の環境基本計画

我が国の環境の保全に関する基本的な計画である「第三次環境基本計画」は平成 18 (2006) 年 4 月に策定されました。この計画は、以下に示す「日本が目指すべき姿」に向けて、基本的な方針を示す「環境の現状と環境政策の展開の方向」と、方針に基づく具体的な展開である重点分野政策プログラムなどによって構成されています。

日本が目指すべき姿：健やかで美しく豊かな環境先進国

重点分野政策プログラムは、「事象別の分野」と「事象横断的な分野」に区分し、あわせて10のプログラムを定めています。

この10プログラムのうち、下表に示す8プログラムに関しては、長野市も取り組むべき事項であり、長野市環境基本計画で整合を図ることとします。

表 1.2 我が国の環境基本計画に基づく取組項目

1. 地球温暖化問題に対する取り組み
2. 循環型社会の構築のための取り組み
3. 都市における良好な大気環境の確保に関する取り組み
4. 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取り組み
5. 化学物質の環境リスクの低減に向けた取り組み
6. 生物多様性の保全のための取り組み
7. 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり
8. 環境保全の人づくり・地域づくりの推進
9. 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備
10. 国際的な枠組みやルールの形成等の国際的な取組の推進

長野市環境基本計画でも取り組むべき項目

(2) 長野市の見直し方針

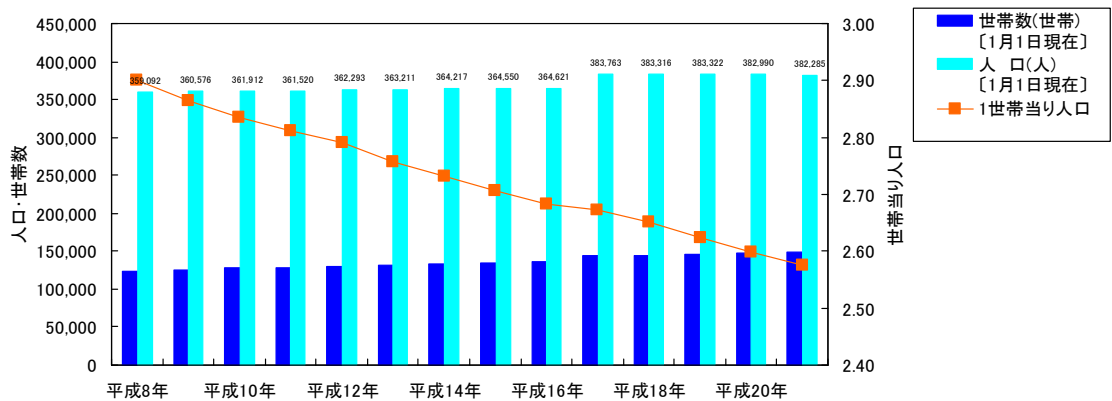
この計画は、現基本計画の改定計画であることから、基本的には現基本計画の内容を継承しますが、「1. 計画の趣旨」で述べたように、様々な状況の変化に対応する必要があるため、以下の方針で見直しを行うこととします。

- (1) 後期計画の進捗状況と評価を反映し、市を取り巻く環境問題や社会情勢の変化などに対応するとともに、市民・事業者・市の行動指針となる今後の環境行政のマスタープランとする。
- (2) 計画の効果的な推進のための枠組みとして、進捗状況をできる限り具体的な数値で明らかにするため、指標・目標などを設定する。
- (3) 自然環境を活かした産業やリサイクル関連産業の育成など、民間活力を通じた経済・地域活性化の視点を盛り込んだ内容とする。
- (4) 国際社会の動向、国・県の施策、「長野市総合計画」及びその他の計画を十分考慮したものとする。特に、第四次長野市総合計画後期基本計画の策定作業と連携をとり、施策や指標項目（目標値）等について共通化するなど整合を図る。

第2章 長野市の環境の現況と課題

1 長野市の社会の概況

- ・ 地目別面積は、山林、畑が一貫して減少、宅地が増加の傾向にあるが、変化率は小さく、全体的にほぼ横ばい。
- ・ 人口は、平成 17 年度をピークに減少傾向にある。世帯数は依然として増加傾向にあるため、1 世帯当たりの人口は減少を続けている。
- ・ 業種別就業人口では、サービス業の就業人口が最も多く、次いで卸売、小売業が多い。経年的な推移としては、サービス業の就業人口が大幅に増加している。
- ・ 長野市内の自動車保有台数は、ほぼ横ばいとなっている。

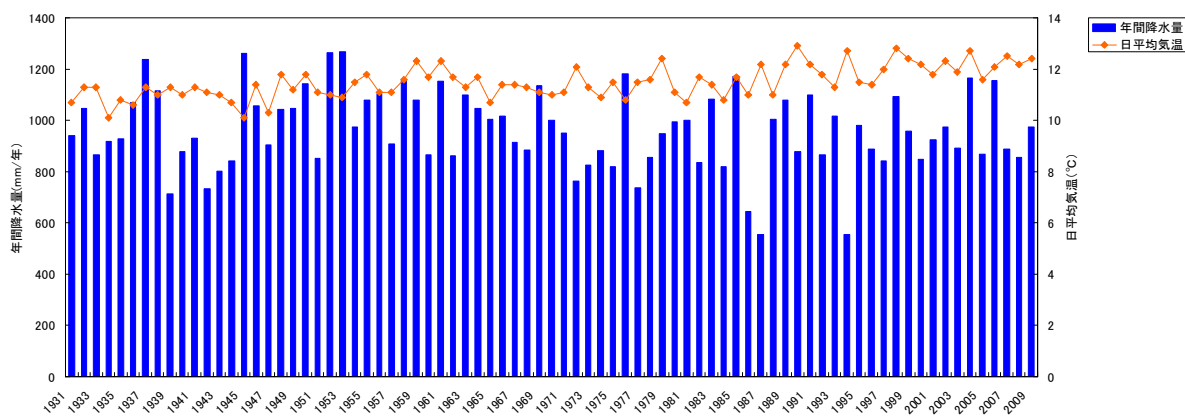


資料) 長野市統計書 (平成 22 年 3 月)

図 2.1 人口、世帯数、世帯あたりの人口の推移

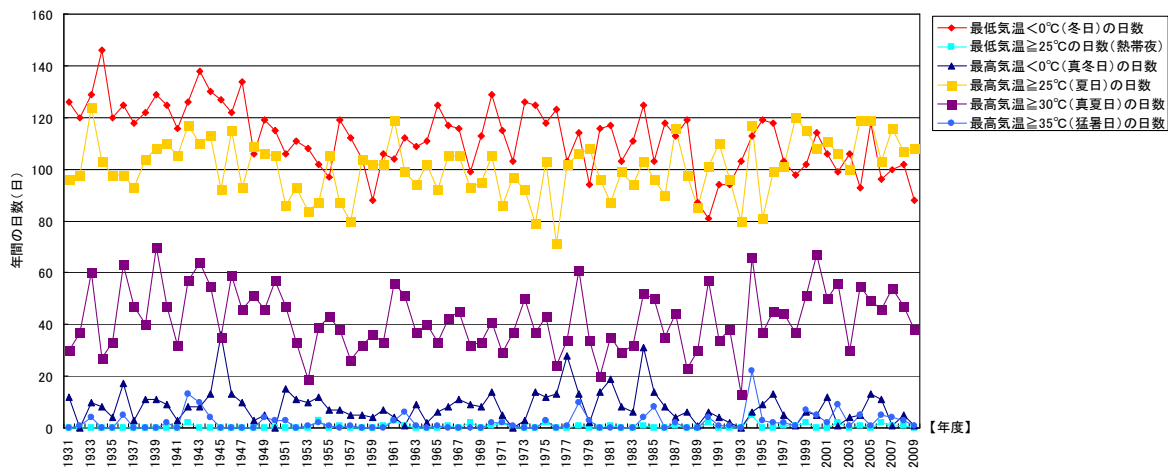
2 長野市の気象の概況

- ・ 長野観測所のデータによると、年間降水量 901.2mm (平年値)、年平均気温 11.7℃ (平年値) である。
- ・ 年平均気温は、やや上昇傾向が見られる。(100 年で 1 度上昇 ; 地方气象台)
- ・ 降水量は、長野観測所に比べ、鬼無里観測所で極めて多い結果となっており、市内でも地形や標高によって、気象に大きな変化があることが分かる。
- ・ 長野観測所では、「冬日」の観測日数の減少傾向が見られる。



資料) 気象庁HP (長野観測所)

図 2.2 年間降水量及び日平均気温の推移



資料) 気象庁HP (長野観測所)

図 2.3 長野市内の冬日、夏日等の出現状況

3 長野市の環境の現況と課題

(1) 自然環境の現況と課題

【概要】

- ・ 長野市内を大小多数の河川が流れており、主要な河川としては、千曲川、犀川、裾花川、鳥居川が流れる。
- ・ 「大切にしたい長野市の自然（平成 15 年 3 月刊行）」において、湧水 25 箇所、地形・地質 20 箇所、哺乳類 15 種、鳥類 47 種、爬虫類・両生類 12 種、魚類 14 種、昆虫 67 種、クモ類・甲殻類等 23 種、植物 57 種を選出している。
- ・ 自然環境保全地域として、長野市自然環境条例において「飯綱高原（おおむね標高 900～1,100mの飯綱高原一帯）を自然環境保全地域に指定しているほか、長野県自然環境条例による「逆谷地湿原（飯綱高原内）」、「旭山」、「川柳将軍塚」、自然公園法による「上信越高原国立公園」、「聖山高原県立自然公園」などが指定されている。その他に、合併に伴い、戸隠村自然保護条例（平成 3 年戸隠村条例第 1 号）及び大岡村観光開発基本条例（昭和 48 年大岡村条例第 20 号）による指定地域も存在する。
- ・ 鳥獣保護区として、7 箇所 12526ha が指定されている。
- ・ 都市のみどりとして、街路樹約 29 万 5 千本、都市公園 189 ヶ所 280.3ha が整備されている。
- ・ 農地約 22000a のうち、りんごが約 6 割を占め、次いで水稲が 3 割以上を占める。
- ・ 農業における環境配慮事業や、農地や山林を活用した中山間地の活性化事業等が積極的に行われている。
- ・ 森林面積約 5.3 万（林家数 2258 戸）のうち、21%を国有林、私有林が 67%を占める。
- ・ 人工林が約 44%を占め、主要な樹種としては、カラマツ、スギ、アカマツが多い。

【主要な課題】

- ・ 動物、植物、生物多様性等に関する定期的なモニタリング調査が実施されていないため、モニタリングの枠組みを整え、実施することが必要である（現在実施中のアンケート調査において、身近な生き物に関する大まかな傾向は得られる可能性が高い）。
- ・ 河川において、アレチウリ、ハリエンジュといった外来種の繁茂が進行しているため、速やかな除去・抑制管理が必要である。（千曲川河川事務所ホームページ）。
- ・ 国産材の価格低下等により、森林資源が十分に有効活用されていないため、有効活用を推進し、環境面と産業面の両面からの活性化を図る必要がある（長野市の農林業）。
- ・ 中山間地域では、生活・産業面の条件が厳しく、高齢化や人口減少による遊休荒廃農地が増加しているため、遊休農地の削減に努めるとともに、有効活用を推進する必要がある（長野市の農林業）。

(2) 生活環境の現況と課題

【概要】

- ・ 市内の大気汚染の状況としては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素では、環境基準を達成している。光化学オキシダントのみ、環境基準を達成しておらず、特に春先から夏季にその傾向が強くなっている。
- ・ 自動車交通騒音では、道路沿道の住居等の約 88%で昼夜ともに環境基準を達成していた（平成 15 年度～平成 21 年度までの累計）。高速道路では、96.3%の住居等が昼夜ともに環境基準を達成しているが、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道では、90%以下であった。
- ・ 北陸新幹線の沿線では、篠ノ井みこと川（新幹線の速度が最高速度に近づく地点）において、騒音の環境基準値を超過しているものの、その他の騒音・振動はすべて環境基準または指針値を達成している。
- ・ 河川水質について、主要な河川である千曲川、犀川、裾花川、鳥居川では、大腸菌群数のみ環境基準（A 類型）を未達成であり、その他の項目については達成しており、全体的に改善の傾向にあるが、特に裾花川では、BOD の改善が見られる。
- ・ 中小河川では、BOD が全体的に高い傾向にある。
- ・ 長野市の大座法師池では、COD が環境基準を超えているものの、年々低下傾向にあり、その他のかんがい池の COD は、横ばいまたはわずかに低下傾向にある。
- ・ 水生生物による水質調査では、きれいな水（Ⅰ）25 地点、少しくたない水（Ⅱ）14 地点、きたない水（Ⅲ）12 地点、大変きたない水（Ⅳ）2 地点、判定不能 1 地点となっており、市街地の河川は家庭排水等による汚濁であるが、改善傾向にある。
- ・ 市内では、公共下水道普及率は 83.3%（平成 20 年度末）であり、浄化槽等を加えると、88.3%となる。普及率に地域格差が大きく、普及率 60%以下の地域も存在する。
- ・ 平成 21 年度の公害等に関する苦情等の発生件数は、218 件であり、大気汚染、騒音、水質汚濁などが多く、その他に空き地の管理などの苦情も多い。

【主要な課題】

- ・ 大気汚染において、光化学スモッグの原因物質であるオキシダント被害防止への対策が必要である。
- ・ 自動車の交通騒音において、一部で環境基準を達成していない区間があり、特に一般道については今後も改善に取り組む必要がある。
- ・ 河川水質において、市街地の河川で汚濁が見られる。下水道等の普及を推進することにより、河川に流れ込む有機物や大腸菌の量を低減する必要がある。
- ・ 人口減少、高齢化等に伴い、空き地の管理に関する苦情は今後も増加することが想定される。今後の土地の管理について、対策方法を検討する必要がある。

4 市民の環境に対する意識

(1) 市民アンケートの概要

① アンケート実施期間

平成 22 年 9 月 10 日（金）～9 月 27 日（月）

② アンケート対象

無作為に抽出した 16 歳以上の市民 5,000 人

③ アンケート回収状況

2,393 サンプル（47.9%）

(2) アンケート結果の概要

(回答者の属性)

- ・ 70 歳代が最も多く 23%、ついで 60 歳代（21%）、50 歳代（16%）、40 歳代（14%）、30 歳代（14%）、20 歳代（7%）、10 歳代（3%）であった。
- ・ 二人世帯が最も多く（29%）次いで 3 人（25%）、4 人（20%）であった。
- ・ 会社員・会社役員が最も多く（24%）、次いで無職（21%）、専業主婦・主夫（17%）となっていた。

(現況の環境の満足度)

- ・ 全ての項目において、50%以上の回答者が「満足」または「ほぼ満足」と回答している。
- ・ 「川などの水のきれいさ」が他の項目に比べてやや低く、特に都市河川について改善の余地があると考えられている。
- ・ 平成 7 年度以降、ほとんどの項目で、一貫して満足度が増加、または高い水準でほぼ横ばいに推移している。

(環境の重要度)

- ・ 市民が感じる環境の重要度としては、1 位「ゴミの散乱がない清潔さ」、2 位「川などの水のきれいさ」、3 位「自然環境や自然景観」、4 位「空気のさわやかさ」であった。

(環境保全への取組状況)

- ・ 日常生活の中で比較的簡単に取り組めるもの（買い物袋の持参やごみの分別など）については総じて取組率が高い。一方で、コストがかかる取組や作業がやや面倒なものなど（生ごみの堆肥化等）は、取組率が低い傾向にある。
- ・ 普及啓発や、環境教育・環境学習に類する取組は、総じて取組率が低い。
- ・ 平成 17 年度の結果と比較して、多くの項目で取組率が上昇していた。その一方で、顕著に取組率が低下している項目（生ごみの堆肥化など）や、低い水準で横ばいとなっている項目（普及啓発や環境教育・環境学習に関連する項目）も見られた。

(地球温暖化対策への取組状況)

- ・ 地球温暖化対策に家庭で取り組んでいる割合は3割に満たない。「取り組んでみたいが何をしたら良いか分からない」という回答者をあわせても53%に留まっている。手間やコストに対する懸念や、情報不足が大きなハードルとなっている。

(家庭における地球温暖化対策への取組状況)

- ・ 「こまめに消灯している」(取組率87%)や、「テレビをつけっぱなしにしない」(取組率80%)といった簡単な節電の取組は、非常に高い取組率となっている。
- ・ 「冷暖房の設定温度」(取組率59%)や「自転車利用」(取組率59%)、「公共交通機関の利用」(取組率24%)など、労力(我慢)を要する取組はさらなる推進の余地がある。

(地球温暖化対策に関連した設備等の導入状況)

- ・ 太陽光発電、太陽熱温水器、ペレットストーブ、クリーンエネルギー自動車の導入を行った(予定している)のは10%未満と低い水準にあり、「補助金などの支援があれば行いたい」という回答を合わせても50%に達しない。特に、ペレットストーブの導入意向が低い。
- ・ 省エネ型家電(35%)や省エネ型給湯器(17%)への買い替えは、行った(予定している)人は、老朽化による買い替え需要等も含むため、他の機器に比べて高い割合となっている。

(市民が考える大切な環境)

- ・ 「水辺(河川、池沼)」、「公園」、「山・溪谷」、「善光寺及び周辺一帯」を大切な環境として挙げる回答者が多い結果となった。
- ・ 具体的な場所としては、「善光寺」(212人)が最も多く、次いで、「戸隠」(180人)、「千曲川」(147人)、「犀川」(133人)、「善光寺周辺」(119人)、「城山公園」(107人)となっている。
- ・ 大切な環境として選んだ理由では、「利用時の快適性」や、「心の安らぎ」など、に加え、「歴史・文化としての価値」なども多く見られた。

(長野市の環境を良くするために優先的に取り組むべき事項)

- ・ 「地球温暖化への取組」が最も多い回答であった。しかし、家庭における地球温暖化対策の取組率は低い結果となっており、「取り組みたいが何をしたら良いのか分からない」という市民が多いことに加え、「家庭から排出される二酸化炭素の地球温暖化への影響」を正しく認識していない市民も多くいる可能性が考えられる。
- ・ 次いで、「ごみのポイ捨て・不法投棄の防止」を選択した回答者が多かった。また、都市の緑に関する複数の取組も回答者数で上位に位置し、市民の関心の高さがうかがえた。

(動物・植物の生息状況)

- ・ 外来生物であるアレチウリ(特定外来生物)、セイヨウタンポポ、セイタカアワダチソウ(要注意生物)が「増えている」との回答が多く(17~37%)、分布の拡大が想定されるとともに、市民の関心の高さがうかがえた。

第3章 計画の目標

1 長野市が目指す望ましい環境像

望ましい環境像について、「長野市環境基本計画後期計画（平成18年10月）」では「長野市環境基本計画（平成12年3月）」の環境像を継承しています。

第二次環境基本計画においても、基本的な方向性を継承しつつ、昨今の景気の後退、環境産業の発展、排出量取引などの環境ビジネスの隆盛などを鑑み、5つ目の環境像として、「地域産業の発展と環境の保全が良好な循環を生むまち」という環境像を追加します。この環境像は、すべての施策分野に縦断的に関わるものとなっています。

● 豊かな自然と共生するまち

豊かな自然や身近な緑、水辺などの自然環境の保全と創造を進め、次世代へ継承すべき多様で豊かな生態系を確保しつつ、適切な自然とのふれあいの場や機会が確保された「ながの」を目指します。

● 資源が循環する地球にやさしいまち

資源やエネルギーを効率的、循環的に利用することにより、持続的発展が可能な社会を構築し、地球環境保全に貢献する環境共生都市「ながの」を目指します。

● 安心して暮らせる、清潔で快適な魅力あふれるまち

安全で、うるおいとやすらぎのある都市空間が確保された、清潔で快適な魅力ある「ながの」を目指します。

● すべての人が地球環境を思いやるまち

豊かな環境の恵みを将来に引き継ぐために、市民・事業者・行政、そして子どもから大人まで、すべての人がすべての日常生活や事業活動の中で、地球環境を思いやる「ながの」を目指します。

● 地域産業の発展と環境の保全が良好な循環を生むまち

従来環境保全と経済の発展の二者択一を迫る社会構造から脱却し、「地域産業の発展」と地球温暖化対策などの「環境保全活動」が好循環を生み出す、活力ある「ながの」を目指します。

2 基本目標

第二次環境基本計画では、基本目標について「長野市環境基本計画（平成12年3月）」及び「長野市環境基本計画後期計画（平成18年10月）」で設定された6つの基本目標の構造は継承しつつ、近年の環境保全に関する動向等を鑑み、適切な表現に修正するとともに、新たな視点を一部盛り込みました。

基本目標を以下に示します。

基本目標① 循環型社会の構築

廃棄物の発生を抑制し、3Rの推進やごみ処理体制の充実、良好な資源循環を確保することにより、環境への負荷の少ない循環型社会を構築します。

基本目標② 良好な生活環境の確保

産業型公害や生活型公害を防止し、清らかな空気や水、清潔なまちなみなどを実現することにより、良好な生活環境を確保します。

基本目標③ 質の高い自然環境の確保

生物の多様性の確保や希少野生生物の保護、外来生物への対応等を進めるとともに、森林や農地などを健全に保全し、質の高い自然環境を確保します。

基本目標④ 豊かで快適な環境の創造

歴史的・文化的環境の保全・良好な景観の形成・身近な緑や河川の整備などを通じて、水と緑と歴史をいかした、潤いとやすらぎを感じられる豊かで快適な環境を創造します。

基本目標⑤ 低炭素社会の構築

省エネルギーの推進や、地域の特性に見合った再生可能エネルギーの導入など、エネルギーの適正利用を推進するとともに、エネルギー効率の高い都市基盤が整備された低炭素社会の構築を目指します。

基本目標⑥ 市民・事業者・行政の連携強化と人づくりの推進

市民、事業者、行政がそれぞれの責務と役割を果たすために、主体間の連携を強化するとともに、子どもから大人まで、「地球環境を思いやる人づくり」を推進します。

第4章 施策の展開

1 施策の体系



2 個別の施策

基本目標 1 循環型社会の構築

指標・目標値

コード	指標	基準値（現況）	目標値	備考
11	ごみの総排出量			
12	市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量			
13	事業系ごみ排出量			
14	リサイクル率			
15	家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合			
16	家庭系可燃ごみ中の資源物の混入率			
17	ながのエコ・サークル認定件数（累積認定件数）			

1) 廃棄物の発生抑制

● 現状と課題

<現状>

※ 箇条書きで整理

<主要な課題>

※ 箇条書きで整理

● 主な取組

- ①ごみの実態把握及びごみの計画的な減量化
- ②再使用の促進やごみとなるものを減らす取り組み
- ③生ごみのより一層の減量化

● 行動指針

①ごみの実態把握及びごみの計画的な減量化

市民	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
事業者	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
市（行政）	<input type="radio"/> <input type="radio"/>

②再使用の促進やごみとなるものを減らす取り組み

市民	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
----	--

事業者	○ ○
市（行政）	○ ○

③生ごみのより一層の減量化

市民	○ ○
事業者	○ ○
市（行政）	○ ○

● 市の施策

市が取り組む施策としては、下表に示すとおりです。

表● 「廃棄物の発生抑制」に関する市の施策

主な取り組み	コード	施策
①ごみの実態把握及び ごみの計画的な減量化	1111	市民参画によるごみ減量化の推進
	1112	多量排出事業所におけるごみ減量取り組みの把握と指導
	1113	「ながのエコ・サークル制度」による事業者のごみ減量活動の促進
	1114	ごみ有料化制度の適切な運用
②再使用の促進やごみ	1121	家庭における不用品の再使用の促進

となるものを減らす取 り組み	1122	買い物袋持参運動の促進
	1123	商品の簡易包装の促進
③生ごみのより一層の 減量化	1131	生ごみの発生抑制と減量化の推進
	1132	生ごみの自家処理の普及促進
	1133	生ごみの堆肥化と堆肥利用の促進
	1134	生ごみの地域内循環の促進

① ごみの実態把握及びごみの計画的な減量化

コード	施策	施策内容
1111	市民参画によるごみ減量化の推進	ごみ減量市民モニター制度に基づき、市民参画によるごみの減量化を実施します。
1112	多量排出事業所におけるごみ減量取り組みの把握と指導	多量排出事業所におけるごみ減量計画書の提出により計画的な取り組みを促進し、立ち入り調査による指導を行います。
1113	「ながのエコ・サークル制度」による事業者のごみ減量活動の促進	事業所におけるごみ減量の輪をさらに広げるため、「ながのエコ・サークル」認定制度（ごみの減量・リサイクルに配慮した事業活動に積極的に取り組んでいるお店や事務所などの事業所を長野市が認定する制度）を普及促進するとともに、認定事業所同士の連携強化を図ります。
1114	ごみ有料化制度の適切な運用	ごみの減量化、排出量に応じた公平な負担の観点から導入した「ごみ処理の有料化制度」について、制度の透明性を確保し、適切に運用します。

② 再使用の促進やごみとなるものを減らす取り組み

コード	施策	施策内容
1121	家庭における不用品の再使用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザに設置しているリサイクル広場やレインボー広場（不用品の斡旋）等を通じて、家庭における不用品の再使用を促進します。 ・「ながの環境フェア」（フリーマーケット、再生品の展示、普及啓発）の内容の充実を図ります。
1122	買い物袋持参運動の促進	買い物袋持参運動を促進するため、市民、商店などに対して啓発を行います。
1123	商品の簡易包装の促進	ながのエコ・サークル制度や、関係団体との協議等により、商店や製造業における商品の簡易包装を促進します。

③ 生ごみのより一層の減量化

コード	施策	施策内容
1131	生ごみの発生抑制と減量化の推進	「ごみ減量ハンドブック」等を活用し、家庭における「生ごみの発生抑制と減量化」の取組方法や取組事例を広く発信し、市民一人ひとりの取組意識の向上を図ります。
1132	生ごみの自家処理の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ減量アドバイザーによる生ごみ減量講座を継続的に開催し、ライフスタイルや地域特性に合った生ごみの自家処理の推進を図ります。 ・生ごみ自家処理機器（コンポスト（堆肥化）容器、電動生ごみ処理機）やダンボール堆肥のPR強化・購入費補助を検討・推進します。

1133	生ごみの堆肥化と堆肥利用の促進	生ごみの堆肥化によるごみの減量を促進するとともに、農家等の協力を得ながら、農地や家庭菜園への堆肥利用を促進します。
1134	生ごみの地域内循環の促進	市内の食品関連事業所等に対し、食品リサイクル法関連の情報提供を行うとともに、補助金等の交付により、生ごみの地域内循環を促進します。

3 重点プロジェクト

長野市が特に重点的に取り組むプロジェクトとして、以下の6つを抽出しました。

表● 重点プロジェクト一覧

プロジェクト名	内 容
重点プロジェクト①	
重点プロジェクト②	
重点プロジェクト③	
重点プロジェクト④	
重点プロジェクト⑤	
重点プロジェクト⑥	

重点プロジェクト 1

第5章 地域別の施策展開

1 地域区分の考え方

2 地域別の施策一覧

3 各地域の環境配慮指針

●●地域

- (1) 地域の特性
- (2) 地域の課題
- (3) 地域の将来像
- (4) 地域の施策
- (5) 地域の重点プロジェクト

第6章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 進行管理
- 3 具体的な推進方法